

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第15条 未成年者口座開設届出書等の提出 (省 略)</p> <p>3. 「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において<u>20</u>歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>4. ~5. (省 略)</p> <p>6. 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において<u>19</u>歳である年の9月30日までに提出がされたもの限り、1月1日において<u>19</u>歳である年に提出されたものについては、提出日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>第15条 未成年者口座開設届出書等の提出 (現行どおり)</p> <p>3. 「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において<u>18</u>歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>4. ~5. (現行どおり)</p> <p>6. 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において<u>17</u>歳である年の9月30日までに提出がされたもの限り、1月1日において<u>17</u>歳である年に提出されたものについては、提出日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>第16条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。第28条から第30条、第32条及び第39条を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において <u>20</u>歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において <u>20</u>歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>	<p>第16条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。第28条から第30条、第32条及び第39条を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において <u>18</u>歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において <u>18</u>歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>

現行	改正
<p>第 21 条 課税未成年者口座等への移管 (省 略)</p> <p>②お客様がその年の 1 月 1 日において <u>20</u> 歳である年 (以下、「<u>20</u> 歳到達年」といいます。) の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第 41 条 非課税口座の開設 お客様が <u>20</u> 歳到達年 (2017 年から 2023 年までの年に限ります。) の 1 月 1 日に未成年者口座を開設している場合 (出国中である場合を除きます。)、租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年 1 月 1 日に非課税口座を開設し、第 2 章の適用があるものとして取扱います。</p> <p>第 42 条 契約の解除 ①～④ (省 略)</p> <p>⑤お客様が出国の日の前日までに第 25 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>20</u> 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>20</u> 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>附則 この約款は、2021年3月19日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第 21 条 課税未成年者口座等への移管 (現行どおり)</p> <p>②お客様がその年の 1 月 1 日において <u>18</u> 歳である年 (以下、「<u>18</u> 歳到達年」といいます。) の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 41 条 非課税口座の開設 お客様が <u>18</u> 歳到達年 (2017 年から 2023 年までの年に限ります。) の 1 月 1 日に未成年者口座を開設している場合 (出国中である場合を除きます。)、租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年 1 月 1 日に非課税口座を開設し、第 2 章の適用があるものとして取扱います。</p> <p>第 42 条 契約の解除 ①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤お客様が出国の日の前日までに第 25 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>18</u> 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>18</u> 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>附則 この約款は、2023年1月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>